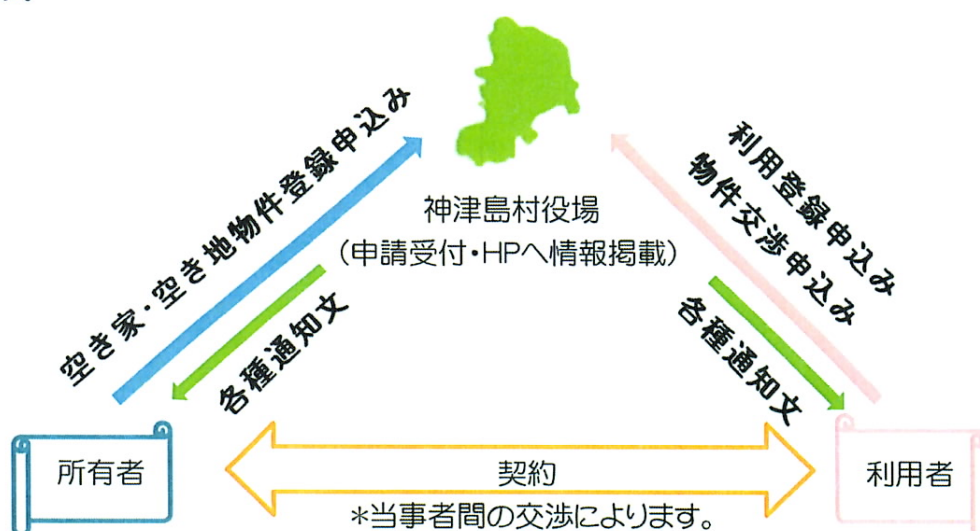


空き家バンク制度の概要



神津島村内の空き家・空き地を所有している方は、賃貸・売買を希望する物件の登録を申請することで、神津島村役場のホームページにその情報を掲載することができます。

移住・定住を希望している島外の方、住宅を探している島内の方は、情報を閲覧するだけでなく、制度の利用登録をすることで物件の所有者と交渉できるようになります。



所有者の方の利用方法

- ①神津島村空き家バンク制度実施要綱の様式第1号・第2号を役場へ提出して下さい。
※誰かに委任するきは別途「委任状」、所有者が自分だけでない場合「同意書」が必要です。
- ②役場で現地調査をします。その後、登録可否の通知が発送されます。
- ③HPに情報が掲載されます。登録に変更や取消したい事情ができれば随時申請となります。(通常は2年経過した時再登録の申請となります。)
- ④空き家・空き地をお探しの利用者から交渉希望があったとき、役場から通知を出します。
- ⑤所有者と希望者で契約まで交渉して下さい。

利用者の方の利用方法

- ①神津島村空き家バンク制度実施要綱の様式第8号様式を役場へ提出して下さい。
- ②役場で申請内容を検討後、登録可否の通知が発送されます。
- ③利用登録完了となった後、ご希望される物件が見つかった時には、同要綱の様式第13号・第14号を役場に提出して下さい。役場から所有者に様式第15号により、交渉希望のあった旨を通知します。
- ④所有者と希望者で契約まで交渉して下さい。

共通事項

誓約書の提出が伴うものがございます。空き家バンク制度実施要綱を掲載しておりますので、よく内容をお読み下さい。また、定住化対策事業交付金の要綱も掲載しました。改修費等の交付金が必要な方はあわせてお読みください。